

新しい公共支援事業構成事業「NPO提案型活動基盤強化事業」事業企画提案書

平成23年7月14日

神奈川県知事 殿

住 所 東京都渋谷区恵比寿南3-7-5-603

郵便番号 〒150-0022

団体名 一般社団法人ソーシャルファイナンス支援センター

代表者氏名 代表理事 澤山 弘



NPO提案型活動基盤強化事業について、次のとおり関係書類を添えて提案します。

事業計画の概要	金融機関等からの融資利用の円滑化に向けたNPO等へのハンズオン型の個別経営支援、金融機関等へのNPO等に対する融資の啓発、NPO等向けの金融機関等からの借入れマニュアルの作成事業
委託料見積金額	2,978,750円 ※ 委託料の対象となる経費の見積金額を記入してください。
応募理由	本事業を通じて、NPO等の活動基盤強化を図り、金融機関等からの融資利用の円滑化を促進するため

## 団体調書

団体名 ★	一般社団法人ソーシャルファイナンス支援センター		
連絡 責任者 ★ (日常的に連絡 が取れる方の連 絡先を記入して 下さい。)	氏名	小林 敦	
	住所	〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南3-7-5-603	
	電話・ファクス	電話：090-5492-5694	ファクス：03-3713-3467
	e-mail	akoba@sfsc.jp	
発足・設立年月日 ★	平成23年5月2日		
団体設立の経緯	かねてから事業型NPO法人やコミュニティビジネスを研究・支援してきたメンバーが、市民出資ファンド運営の責任を担う法人として、(株)ソーシャルビジネスパートナーズを設立。そこでの活動実績を踏まえて、より幅広く、NPO等の活動基盤強化を図り、金融機関等からの融資利用の円滑化を促進するために、(社)ソーシャルファイナンス支援センター(以下、当センター)を設立。両団体は一体運営を行っている。		
団体の目的 (定款、会則等に記載された目的を記載してください。)	NPO法人や株式会社などの社会的課題の解決に取り組む事業の主体が、円滑に資金の調達に取り組めること、またそのための環境を整えることによる、地域社会の健全な発展を目的とする		
会員数	個人(正)会員 5名(他にアソシエイト有)・団体会員 1団体		
役員数	理事・監事・世話人・運営委員等 3名		
主な活動地域	東京都、神奈川県、茨城県、福島県、福岡県等		
主な活動内容・業務内容 (定款、会則等に記載された目的を記載してください。)	社会的課題の解決に取り組む事業者に対するコンサルティング、社会的課題の解決に取り組む事業者や、それに対して資金を供給する事業主体やシステムに関する調査・研究等		
会報等の発行	有	タイトル： 発行時期：(定期 回/年・不定期)	無
ホームページ	有	URL：www.sfsc.jp(今年度作成予定)	無
財政規模  ※前年度決算については、見込み・確定のいずれかに○をしてください。  ※前年度、前々年度については、原則として団体の活動全体にかかる年間の収支予算等を「収入の部」「支出の部」に分けて更に簡単な項目毎に記入してください。	【今年度予算】(平成23年5月～平成24年2月)		5,000千円
	【前年度決算】(平成 年 月～平成 年 月)(見込み・確定)		
	[収入]	[支出]	
	会費収入 千円	事業費 千円	
寄付収入 千円	管理運営費 千円		
事業収入 千円	その他支出 千円		
その他収入 千円			
計 千円	計 千円		
【前々年度決算】(平成 年 月～平成 年 月)			
[収入]	[支出]		
会費収入 千円	事業費 千円		
寄付収入 千円	管理運営費 千円		
事業収入 千円	その他支出 千円		
その他収入 千円			
計 千円	計 千円		
助成及び委託の主な実績  (実施期間中に、国や地方自治体から助成等を受ける予定があれば、必ず記入してください。)	平成20年度 ナレッジリサーチ事業「事業型NPO法人・支援型NPO法人の現状と課題」(独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援情報センター)－受託者：澤山 弘(当センター代表理事)、唐木 宏一(当センター理事) 平成22年度 「ソーシャルビジネスを対象とした資金拠出・事業創出支援を推進するための新たな手法に関する調査」(経済産業省)－(株)ソシオエンジン・アソシエイツより再受託：(株)ソーシャルビジネスパートナーズ 平成22年度 (株)フェアトレードカンパニーに対して、日本政策金融公庫のSB融資制度借入をコンサルティング受託者：(株)ソーシャルビジネスパートナーズ 平成23年度 「「新しい公共」の担い手による地域づくりの活動環境整備に関する実証調査事業(投資事業有限責任組合をシードファンドとした復興支援コミュニティファンドの組成事業)」(国土交通省)－共同受託者：(株)ソーシャルビジネスパートナーズおよび(特活)茨城NPOセンター・コモンズ		

※営利団体である場合は、★の項目のみを記入し、会社概要を添付してください。

## 実施計画書

### 1 現状認識と課題認識

(NPO等の組織基盤に関する現状認識と課題認識を記入して下さい。なお、記載に当たっては「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」及び「神奈川県新しい公共支援事業基本方針・事業計画」を参考にして下さい。)

NPO等が事業の立ち上げ、施設の改修等に係る設備資金や運転資金を金融機関等から借り入れる際には、経営戦略面や経営管理面を踏まえ、事業計画書や財務資料を作成する必要がある。そして、取り組んでいる事業活動が、「社会性(公益性や地域性)」や「事業性(マネジメント力や市場性)」を有していることを、金融機関等に対して説明し、交渉しなければならない。

しかしながら、現状では、NPO等は金融機関等に対する説明・交渉能力を必ずしも十分に有していないため、金融機関等からの借入を断念してしまうことも多い。このため、NPO等のスキルや能力アップを図り、活動基盤強化を目指したハンズオン(※)型の個別経営支援事業により、金融機関等からの融資利用の円滑化を促進する必要がある。

※ハンズオン:NPO等を頻りに訪問し、経営戦略等の助言を行い、活動状況をモニタリングして、積極的に業務支援を行う手法  
 <課題認識等の根拠となる統計や調査>

NPO等の活動基盤に関わる経営課題の一つとして資金調達の困難性が指摘されている。特に、事業型NPO法人では、日常的な資金需要が発生しているにも関わらず、その資金調達に際しては、「社会的ミッションや役割を理解してもらえない」、「提出書類が多いなど手続きが煩雑である」、「事業の将来性に不安があり借入れができない」等の課題を抱えている(出所:平成20年度ナレッジリサーチ事業「事業型NPO法人・支援型NPO法人の現状と課題」(独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援情報センター))。

○国や地方自治体が行う既存のNPO等の組織基盤強化事業との違いについて記入してください。

神奈川県が推進している「かながわコミュニティカレッジ」の各種講座や、今般の「活動基盤強化プログラム事業」、「多様な主体による交流促進支援事業」等の成果を活かしつつ、現状不足しているNPO等へのハンズオン型の個別経営支援事業を、社会性に深い共感を持つ金融の専門家で構成する当センターが企画提案・実施することで、NPO等のスキルや能力アップを補完する。

こうした一連の事業活動を通じて、県内各地域の活動現場におけるNPO等への支援の取組みを促進し、組織基盤強化の一層の充実を図る。

○課題認識等の根拠となる統計や調査などがあれば、記入してください。

<統計や調査の名称>:

平成20年度 ナレッジリサーチ事業「事業型NPO法人・支援型NPO法人の現状と課題」

<統計や調査の実施者>:

独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援情報センター

(なお、本調査の研究体制下において、検討会委員として澤山 弘(現在:当センター代表理事、当時:信金中央金庫総合研究所主任研究員)、検討会委員および報告書執筆者として唐木 宏一(現在:当センター理事、当時:東海大学政治経済学部非常勤講師)が参画している。)

<統計や調査の実施時期>:

平成20年9月30日~平成21年3月31日

## 2 事業の具体的内容

### ○事業の目的

NPO 等へのハンズオン型の個別経営支援による金融機関等からの融資利用実績の増加を図り、神奈川県内の NPO 等の活動基盤強化と、金融機関等からの融資利用の円滑化を図ることを目的とする。

そのため、一過的になりがちな講座や研修に留まらないハンズオン型の個別経営支援、すなわち、事業戦略、協働戦略、財務戦略といった経営戦略や、組織体制、人的資源管理体制といった経営管理の構築支援、さらに、事業計画書や財務資料の作成支援等を実施する。また、金融機関等への啓発による NPO 等に対する認知度向上を図るとともに、本事業終了後も、支援対象者を含めた神奈川県内の NPO 等が、金融機関等から円滑に融資利用を行えるための借入れマニュアルを作成する。

### ○支援対象者の想定

(どのようなNPO等を支援の対象と想定しているか記入してください。特に、支援を受けるにあたり、NPO等に対する何らかの要件があれば、具体的に記入してください。)

NPO 等へのハンズオン型の個別経営支援事業の実施により、金融機関等からの融資利用の円滑化が図られ活動の活性化が見込まれる、県内に主たる事務所を置く事業性が高い NPO 法人(最大 10 団体を想定)

### ○計画期間

どちらかを○で囲んでください。

- ・ 23 年度 (～24 年 3 月 31 日まで)
- 23 年度及び 24 年度 (～25 年 3 月 31 日まで)

※2年度にわたる計画を提案していただけますが、事業企画募集や契約については、年度ごとに行います。

### ○事業の内容

<金融機関等からの融資の円滑化に向けた NPO 等へのハンズオン型の個別経営支援、金融機関等への NPO 等に対する融資の啓発、NPO 等向けの金融機関等からの借入れマニュアルの作成事業>

#### (1) 借入れに向けた NPO 等の活動基盤強化のフェーズ

- ・NPO 等の経営戦略面や経営管理面に係る経営診断に基づいた現状把握・課題抽出・対応策検討
- ・金融機関等への NPO 等に対する融資の啓発
- ・NPO 等向けの金融機関等からの借入れマニュアルの作成

#### (2) NPO 等による借入れ申請のフェーズ

- ・事業計画書や財務資料の作成
- ・金融機関等への借入れ申請書類の作成
- ・金融機関等との借入れ申請交渉

#### (3) NPO 等の事業規模拡大に向けた借入れ能力増強を目指したレベルアップのフェーズ

- ・金融機関等からのモニタリング
- ・金融機関等への返済
- ・経営戦略面のレベルアップ

### 3 事業の効果

#### ○支援対象者への効果

(この事業により、支援を受けたNPO等の組織基盤にどのような効果があるのか記入してください。)

NPO等に寄り添った活動を目指す当センターが、支援対象者のNPO等へのハンズオン型の個別経営支援事業を実施することで、支援対象者は経営戦略面および経営管理面に係る経営診断を受けられ、現状把握・課題抽出・対応策検討を行えるため、金融機関等からの借入れに向けた活動基盤強化が図れる。

また、支援対象者による借入れ申請の段階では、事業計画書や財務資料の作成に関する個別支援等が受けられ、借入れ後も事業規模拡大に向けた借入れ能力増強を目指したレベルアップを図るために、金融機関等からのモニタリングに関する個別支援等を受けることができる。

さらに、融資業務の豊富な経験を有する当センター・メンバーが、NPO等の立場に即して、金融機関等における融資の審査ポイントをわかりやすく解説した借入れマニュアルを作成することによって、本事業終了後も、支援対象者が自立的に金融機関等から円滑に融資利用を行えるようにする。

このような当センターによる本事業を通じて、支援対象者は活動基盤を強化することができるため、金融機関等からの融資利用の円滑化を促進できる。

#### ○神奈川のNPO等に及ぼす効果

(直接支援を受けたNPO等以外のNPO等にも及ぶ効果があれば、記入してください。)

ともすると一過的になりがちな講座や研修では、必ずしも金融機関等からの借入れの実現には至らないケースもある。

それに対して、当センターによる本事業では、NPO等へのハンズオン型の個別経営支援による金融機関等からの融資利用の実績を踏まえて作成する借入れマニュアルの活用によって、神奈川県内のNPO等が自立的に金融機関等から円滑に融資利用を行う環境が整備される。

加えて、借入れマニュアルの活用に伴い、NPO等と金融機関等とのコミュニケーションが促進され、金融機関のNPO等に対する認知度向上が期待できるとともに、県内の金融機関等へのNPO等に対する融資の啓発にも寄与する。

このような当センターによる本事業を通じて、県内のNPO等における融資利用の環境整備や金融機関等への啓発を行うことができるため、金融機関等からの融資利用の円滑化が促進される。

### 4 事業成果の把握

#### ○成果の把握

(この事業により支援を受けたNPO等の成果を把握するため、どのような指標を設けるか、記入してください。)

支援対象者のNPO等が、労働金庫「NPO事業サポートローン」、信用金庫「NPO事業支援ローン」、日本政策金融公庫「挑戦支援融資制度(社会貢献型事業:地域活性化・雇用促進基金)」等から融資を受けた件数と金額を本事業の成果指標とする。

#### ○提案者の自己評価

(提案者が自ら行う自己評価について、どのように行うのか記入してください。)

支援対象者のNPO等へのアンケートによる満足度調査を通じて、当センターの自己評価を実施する。

## 5 事業の実施体制

(この事業に関する責任者、従事者の数や経験などについて記入してください。有資格者などの専門人材を必要とする事業の場合は、専門人材の確保状況等についても記入してください。)

### (1) 総括責任者

**澤山 弘 当センター 代表理事 兼 帝京大学 教授**

日本長期信用銀行、信金中央金庫総合研究所等を経て現職。調査の他、ベンチャーキャピタル業務等にも従事。かねてから、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの台頭に注目し、「NPO・コミュニティビジネスに対する創業融資—行政や『市民金融』(『NPO バンク』)との協働も有益—」、「地域貢献としてのNPO・コミュニティビジネス支援—創業支援における新たな対象として—」(いずれも2005年)等の調査レポートを発表。コミュニティビジネスやソーシャルビジネスに関わる経済産業省、環境省、内閣府の各種委員会委員を歴任。社会的責任円卓会議地域づくりワーキンググループ委員。東京大学卒業

### (2) 個別事業の責任者

**小林 敦 当センター シニア・コーディネーター 兼 青山学院大学大学院 兼任講師**

住友銀行で個人・企業融資業務、野村総合研究所金融コンサルティング部、事業戦略コンサルティング部、プライスイーターハウス・スーパー・コンサルティング部門で食品メーカー、自動車会社、銀行、保険会社、不動産会社、電力・ガス会社、公共セクターに対する組織診断、マーケティング戦略、新規事業開発戦略、財務戦略、IT戦略、リスク管理、コンプライアンス、CSR体制の構築支援業務、(特活)NPOサポートセンター研究員として全国の優良NPO法人の事例調査等を経て現職。金融庁、(社)全国地方銀行協会等で金融関連業務に関する研修講師。慶應義塾大学卒業、青山学院大学大学院修了、早稲田大学大学院修了、立教大学大学院在籍中

### (3) (1)(2)以外の従事者

**唐木 宏一 当センター 理事 兼 (株) ソーシャルビジネスパートナーズ 代表取締役**

三井銀行で、蒲田、東大阪、神保町等計6支店での融資業務を経て現職。一貫して中小企業融資及び企業再生支援に従事。(特活)ソーシャルイノベーションジャパン・シニアフェローとして事業型NPO法人の育成支援にも関与。外務省NGO専門調査員(平成17~18年度)。早稲田大学卒業、一橋大学 博士(商学)。著書「ソーシャル・アントレプレナーシップ」(谷本寛治一橋大学教授と共編著)

**藤元 拓志 当センター シニア・コーディネーター 兼 藤元公認会計士事務所 代表**

監査法人トーマツ等を経て現職。成長企業等の顧問先に対する事業計画書、財務諸表の作成に関する支援多数。日本IPO実務検定協会事務局。早稲田大学卒業。公認会計士、税理士

### (4) 実施体制図

プロジェクトリーダー：澤山 弘

プロジェクトマネージャー：小林 敦

プロジェクトメンバー：唐木 宏一、藤元 拓志、他数名(支援する専門分野に応じてアサイン予定)

### (5) 個人情報の取扱いに関する方針及び体制

「個人情報保護方針」を策定済み

## 6 再委託 <再委託する予定がある場合のみ記入>

(他の団体に再委託する計画がある場合は、委託する内容と委託先の想定を記入してください。)

再委託の予定なし

7 事業のスケジュール

<23年度>	事業実施内容	
平成23年11月	<p><b>NPO等へのハンズオン型の個別経営支援事業の実施</b></p> <p><b>借入れに向けたNPO等の活動基盤強化のフェーズ</b></p> <p>支援対象者に対するハンズオン型の個別経営支援事業の内容説明</p> <p>支援対象者へのヒアリングによる経営戦略面に係る経営診断に基づいた現状把握・課題抽出・対応策検討</p> <p>支援対象者へのヒアリングによる経営管理面に係る経営診断に基づいた現状把握・課題抽出・対応策検討</p> <p>支援対象者へのヒアリングによるハンズオン型の個別経営支援事業に対するニーズ把握</p>	
12月	<p>ヒアリングや経営診断の結果に基づいた支援対象者（最大10団体を想定）の支援タイプ分け （以下は現段階での想定であり、本事業を通じて支援タイプ分けのロジックを検討する予定）</p> <p><b>OAタイプ団体：</b> 金融機関等からの既往借入れについて、借り換えにより資金調達コストを低下させたいNPO等</p> <p><b>OBタイプ団体：</b> 理事等からの個人借入れに頼っているが、今後は事業体として借入れを検討したいNPO等</p> <p><b>OCタイプ団体：</b> 活動基盤強化に向けた対応策が必要であり、事業性が評価できれば借入れを検討したいNPO等</p> <p><b>金融機関等へのNPO等に対する融資の啓発事業の実施</b></p> <p>金融機関等への訪問によるNPO等へのハンズオン型の個別経営支援事業の内容説明</p> <p>金融機関等へのヒアリングによるNPO等に対する融資の審査姿勢・ポイント把握</p>	
平成24年1月	<p><b>Aタイプ団体</b></p>	<p><b>NPO等による借入れ申請のフェーズ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書や財務資料の作成</li> <li>・金融機関等への借入れ申請書類の作成</li> <li>・金融機関等との借入れ申請交渉</li> </ul> <p>（借入れ実現に至るまでの時間的制約を考慮して、Aタイプ団体を中心に進める予定）</p> <p><b>NPO等向けの金融機関等からの借入れマニュアル（試行版）の作成</b></p>
2月	<p><b>Bタイプ団体</b></p>	<p><b>Cタイプ団体</b></p>
3月	<p>支援対象者へのアンケートによる満足度調査の実施を通じた自己評価</p> <p>成果物：「NPO等向けの金融機関等からの借入れマニュアル（試行版）」の作成と提出</p> <p>成果物：「事業成果の中間報告書（支援対象者の経営診断レポートを含む）」の作成と提出</p>	

※ 2 年度にわたる計画の場合は、24 年度の内容について記入してください。

<24 年度>	事業実施内容	
平成24年4月	運営委員会への平成 23 年度の事業成果の報告 NPO 等へのハンズオン型の個別経営支援事業の実施	
5 月	B タイプ団体	C タイプ団体
6 月	NPO 等による借入れ申請のフェーズ ・事業計画書や財務資料の作成 ・金融機関等への借入れ申請書類の作成 ・金融機関等との借入れ申請交渉	
7 月	A タイプ団体	
8 月	NPO 等の事業規模拡大に向けた借入れ能力 増強を目指したレベルアップのフェーズ	
9 月	・金融機関等からのモニタリング ・金融機関等への返済 ・経営戦略面のレベルアップ	
10 月	B タイプ団体	C タイプ団体
11 月	B タイプ団体	C タイプ団体
12 月		
平成 25 年 1~3 月	支援対象者へのアンケートによる満足度調査の実施を通じた自己評価 成果物：「NPO 等向けの金融機関等からの借入れマニュアル（完成版）」の作成と提出 成果物：「事業成果の最終報告書（支援対象者の経営診断レポートを含む）」の作成と提出	



## 収支予算書 (23年度)

科 目	金 額 (円)	備 考 (積算基礎等)
(収入の部)		
委託料	2,978,750	
収入合計 (A)	2,978,750	
(支出の部)		
① 人件費 (NPO 等への個別経営支援)	900,000 (=a+b)	① 人件費 (NPO 等への個別経営支援) [プロジェクトリーダー] 1名 単価 30,000 円×延べ 5 日=150,000 円 (a) [プロジェクトマネージャーおよびメンバー] 3名
② 人件費 (金融機関等への NPO 等に対する融資の啓発)	600,000 (=c+d)	② 人件費 (金融機関等への NPO 等に対する融資の啓発) [プロジェクトリーダー] 1名 単価 30,000 円×延べ 25 日=750,000 円 (b)
③ 人件費 (借入れマニュアル (試行版) の作成)	1,200,000 (=e+f)	③ 人件費 (借入れマニュアル (試行版) の作成) [プロジェクトマネージャーおよびメンバー] 3名 単価 30,000 円×延べ 15 日=450,000 円 (c)
④ 旅費	200,000	④ 旅費 (借入れマニュアル (試行版) の作成) [プロジェクトリーダー] 1名 単価 30,000 円×延べ 10 日=300,000 円 (d)
⑤ 個別経営支援に伴う会議資料印刷費	21,000	⑤ 個別経営支援に伴う会議資料印刷費 [プロジェクトマネージャーおよびメンバー] 3名 単価 30,000 円×延べ 30 日=900,000 円 (e)
⑥ アンケート用紙印刷費	1,050	⑥ アンケート用紙印刷費 往復 2,000 円×4 名×25 回=200,000 円 ⑤ 個別経営支援に伴う会議資料印刷費 単価 10 円×10 枚×5 回×10 団体×4 名×消費税 1.05=21,000 円
⑦ 借入れマニュアル (試行版) 印刷製本費	31,500	⑦ 借入れマニュアル (試行版) 印刷製本費 単価 10 円×10 枚×1 回×10 団体×消費税 1.05=1,050 円
⑧ 中間報告書印刷製本費	6,300	⑧ 中間報告書印刷製本費 単価 30 円×20 枚×50 部×消費税 1.05=31,500 円
⑨ 支援対象者の公募に係る経費 (資料印刷費 + 郵送料)	18,900	⑨ 支援対象者の公募に係る経費 (資料印刷費 + 郵送料) 単価 30 円×20 枚×10 部×消費税 1.05=6,300 円 ⑨ 支援対象者の公募に係る経費 (資料印刷費 + 郵送料) 単価 10 円×10 枚×1 回×20 団体×4 名×消費税 1.05 + 単価 500 円×20 団体×消費税 1.05=18,900 円
支出合計 (B)	2,978,750	
収支差額 (A - B)	0	



一般社団法人ソーシャルファイナンス支援センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャルファイナンス支援センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、NPO法人や株式会社などの社会的課題の解決に取り組む事業の主体が、円滑に資金の調達に取り組めること、またそのための環境を整えることによる、地域社会の健全な発展を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会的課題の解決に取り組む事業者に対するコンサルティング
- (2) 社会的課題の解決に取り組む事業者にかかる社会性評価指標の開発
- (3) 社会的課題の解決に取り組む事業者にかかる情報の発信、セミナー・研究会等の開催
- (4) 内外の社会的課題の解決に取り組む事業者や、それに対して資金を供給する事業主体やシステムに関する調査、研究
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した個人または団体を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

保存原本



(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、会員をもって構成することとし、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、代表理事が決定し招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

X



## 第4章 役員

(員数)

第16条 当法人に次の役員を置く。

理事 2名以上5名以内

(選任等)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第19条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第20条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第22条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。



## 第5章 計算

### (事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

### (事業報告及び決算)

第24条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

### (剰余金)

第25条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

### (解散)

第27条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

### (最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年2月29日までとする。

X



(設立時の理事、代表理事)

第30条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 澤山 弘

設立時理事 林 実

設立時理事 唐木 宏一

設立時代表理事 澤山 弘

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第31条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都品川区大崎2丁目9番1-1907号

澤山 弘

東京都大田区東雪谷2丁目30番3号

林 実

東京都品川区二葉1丁目18番21号

藤元 拓志

東京都豊島区高田3丁目38番23-302号

唐木 宏一

神奈川県川崎市宮前区宮崎2丁目8番地9 MMビル601

小林 敦

(法令の準拠)

第32条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

X

## 平成20年度 ナレッジリサーチ事業

### 事業型NPO法人・支援型NPO法人の現状と課題

企業に支援を提供する」ことが上げられる。事業型NPO法人の支援や創業支援等を行う「支援型NPO法人」を中間支援機関として位置づけると、当機構との連携先として重要性が高い。

#### 3. 調査研究方法

本調査研究においては、「既存文献調査」「NPO法人アンケート調査」「NPO法人インタビュー調査」を実施し、NPO法人の全体像、対象とするNPO法人の現状と課題等の整理、分析を実施した。

##### (1) 既存文献調査

- ①NPO法人の全体像、活動状況、課題を把握する。
  - ②事業型NPO法人、支援型NPO法人に関する理論整理を行う。
  - ③NPO法人に対する支援施策の現状を把握する。
- (2) NPO法人アンケート調査
- アンケート調査を実施し、対象NPO法人の経営状況、経営課題等を把握する。
- (3) NPO法人インタビュー調査
- インタビュー調査を実施し、既存文献調査、アンケート調査の深掘りを行う。

#### 4. 調査研究体制

本調査研究における調査研究体制は以下のとおりである。なお、本調査研究の実施に当たっては、有識者による検討会を設け、調査研究に関わる基本的事項について検討を加え、調査研究内容の充実を図った。

- (1) 検討会委員 (五十音順)
- 大室 悦賀 (京都産業大学 経営学部 准教授)
- 唐木 宏一 (筑波大学 政治経済学部 非常勤講師)
- 澤山 弘 (信金中央金庫 総合研究所 主任研究員)
- 新田実理子 (特定非営利活動法人 日本NPOセンター 企画主任)

##### (2) 調査研究企画・調査実施

本調査研究の企画・調査実施については、下記の当機構職員が担当した。

斎藤 文夫 (経営支援情報センター ディレクター)

内原 綾 (経営支援情報センター リサーチャー)

今里真梨子 (経営支援情報センター)

##### (3) インタビュー調査実施

インタビュー調査実施に際しては、下記5名の有識者の協力を得て実施した。

唐木 宏一 (筑波大学 政治経済学部 非常勤講師)

岡本征四郎 (株)B.S.JAPAN 代表取締役、中小企業診断士)

浦山 森雄 (和イージー アイー 代表取締役、中小企業診断士)

田中 尚武 (麻テラ・コーポレーション 取締役、中小企業診断士)

原 賢治 (フォワード・グッド 代表、中小企業診断士)

当機構担当者

斎藤 文夫 (経営支援情報センター ディレクター)

内原 綾 (経営支援情報センター リサーチャー)

今里真梨子 (経営支援情報センター)

##### (4) 報告書執筆者

唐木 宏一 (東海大学 政治経済学部 非常勤講師)

斎藤 文夫 (経営支援情報センター ディレクター)

内原 綾 (経営支援情報センター リサーチャー)

今里真梨子 (経営支援情報センター)

2009年3月



経営支援情報センター

2.2 経済的インセンティブの提供等のあり方について

2.2.1 検討体制と議事

下記 4 名からなるワーキンググループを 4 回開催した。検討課題とスケジュールは以下の通り。

図表 1-7 検討体制

委員名 (ご所属)
藤井 良広 氏※ (上智大学大学院地球環境学研究科 教授)
澤山 弘 氏 (信託中央金庫総合研究所 主任研究員)
谷口 信雄 氏 (東京都環境局都市地球環境部課長補佐)
出口 正之 氏 (国立民族学博物館文化資源研究センター教授)

(※は検討会歴史。ご所属は全て委員委嘱時点のもの)

図表 1-8 検討課題とスケジュール

検討時期	内容
第 1 回 WG (10 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度の調査の進め方について</li> <li>・CB に関わる経済的インセンティブの現状</li> </ul>
第 2 回 WG (11 月中旬～12 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CB に関わる経済的インセンティブの先進事例</li> <li>・施策提案 (CB 支援ファンドの創設について)</li> <li>・経済的インセンティブの対象範囲について</li> </ul>
第 3 回 WG (1 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの施策提案</li> <li>・経済的インセンティブの検討</li> </ul>
第 4 回 WG (3 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの施策提案</li> <li>・ヒアリング結果報告</li> <li>・報告書について</li> </ul>

平成 21 年度  
コミュニティ・ファンド等を活用した  
環境保全活動の促進に係る調査検討業務

報告書

平成 22 年 3 月



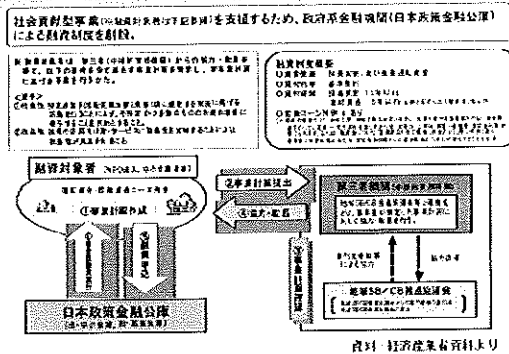
# 政策金融公庫「SB融資制度」を利用するための 事業計画書の作成について

株式会社ソーシャルビジネスパートナーズ  
代表取締役 唐木 宏一 Ph.D  
kkaraki@sfig.org

## 1.SB融資制度の概略

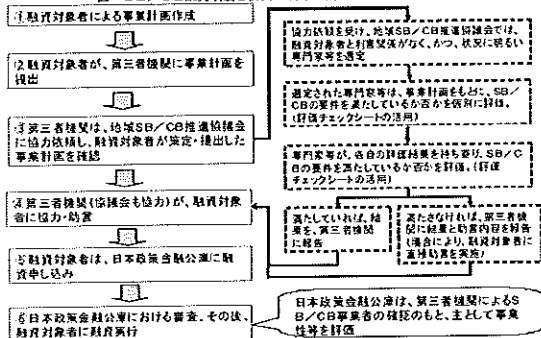
図 SB/CB融資制度のイメージ

社会貢献型事業関連にかかる融資制度の創設について



## 1.SB融資制度の概略

図 SB/CB融資制度と関係の図 (流れ) (イメージ)



## 2.『評価のあり方』の評価項目

○ SB/CB『評価のあり方』経産省 平成21年3月

[http://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/sbcb/sbworking/set-hyoukanoarikata.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/sbworking/set-hyoukanoarikata.pdf)

○ SB/CBの3つの定義

○社会性

現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること

○事業性

ミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと

○革新性

新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通じて新しい社会的価値を創出すること。

## 3.事業計画書 項目

(1)計画の内容

- ①事業活動区分
- ②社会貢献型事業における基本方針
- ③事業のセールスポイント
- ④設備投資計画
- ⑤資金調達方法

(2)組織運営について

- ①社会貢献型事業の動機・目標
- ②事業活動に係るネットワーク
- ③同事業に係る事業目標や達成度合い等
- ④組織内のマネジメントの工夫
- (3)地域とのかかわりについて
- (4)収支計画

# 建設通信新聞

発行所 建設通信新聞社  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
電話 03-5561-1111  
FAX 03-5561-1112  
E-MAIL info@ctn.jp  
創刊 1947年(昭和22年)5月26日

マンホール設置・未・自動排水器  
**福西物産株式会社**  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
電話 03-5561-1111  
FAX 03-5561-1112  
E-MAIL info@ctn.jp

生物多様性  
を定量評価  
④ 世界の標準化戦略も  
② 下水道国際拠点構想  
清水・前田・東洋JV

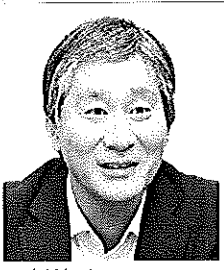
## 復興へ「新しい公共」支援 融資ファンドなど採択

【東京25日】国土交通省は、被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。

国土交通省は、被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。

国土交通省は、被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。被災地の復興を支援する融資ファンド採択案を公表した。

### 日立ビルシステム 佐々木 英一氏



新社長に問う

## 「ビルケア魂」持ち「若々しく」

日立ビルシステムは「ビルケア魂」を持ち「若々しく」... 日立ビルシステムは「ビルケア魂」を持ち「若々しく」... 日立ビルシステムは「ビルケア魂」を持ち「若々しく」...

### 記者の目

日立ビルシステムは「ビルケア魂」を持ち「若々しく」... 日立ビルシステムは「ビルケア魂」を持ち「若々しく」... 日立ビルシステムは「ビルケア魂」を持ち「若々しく」...

### 建築士事務所登録

1級750社減の8万4529社  
仕事減、講習義務化が影響  
国土交通省の発表によると、建築士事務所は1級750社減の8万4529社... 仕事減、講習義務化が影響...

### 震災がれき防疫問題が表面化

震災がれき防疫問題が表面化... 震災がれき防疫問題が表面化... 震災がれき防疫問題が表面化...

### 国債発行が最善

復興公費47兆円と試算  
復興公費47兆円と試算... 復興公費47兆円と試算... 復興公費47兆円と試算...

リニューアルオープン  
山崎建設物産  
http://www.web-kon.jp/

50.0%  
防水の主流

風流  
建築士事務所

おこわり  
建設通信新聞

おこわり  
建設通信新聞

変わります、防水の主流。  
次代の標準アスファルト防水に画期的新工法を提案!!  
クリンクス

耐震スリット材  
スリットン  
豊富なラインナップ  
優れた施工性  
確かな性能と品質